

令和7年9月22日

門真市議会議長

松本 京子 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度門真市一般会計補正予算（第6号）について）中、所管事項
- 2 議案第62号 門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 3 議案第63号 門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 4 議案第64号 門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 5 議案第67号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

審査日：令和7年9月9日（火）

○議案第63号 門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

国家公務員に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるとともに、諸般の状況に鑑み、職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、子育て部分休暇制度の拡充を行う。

（主な質疑と答弁）

問	条例改正の趣旨は。
答	1 点目は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正により、国では仕事と生活の両立支援の拡充に係る措置が講じられたことに伴い、市も同様の改正を行い、妊娠、出産等についての申出をした職員や3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を行うことが義務付けられるものである。 2 点目は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業制度が拡充されることから、市独自の休暇として、部分休業と同様の内容で対象となる子の年齢を小学3年生まで拡充して制度化している子育て部分休暇についても、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」にて取得する方法に加えて、新たに「1年につき77時間30分を超えない範囲内」にて取得する方法を追加し、職員がそのいずれかを選択できるよう拡充するものである。
問	子育て部分休暇の拡充により職員の働き方に期待する効果は。
答	同休暇はこれまで放課後児童クラブの送迎等、毎日一定時間勤務しないことが必要な職員向けの休暇であった。今回の取得方法の拡充により、恒常的に休暇を取得する必要がない職員が、運動会等の子どもの学校行事に参加する場合等に、必要な時間スポット的に休暇が取得できるようになるなど、これまでより柔軟に休暇が取得できるようになるため、より一層の仕事と生活の両立支援につながるものと考えている。
問	子育て部分休暇及び部分休業の取得者数と育児休業の取得者数・取得率は。
答	7年7月現在の子育て部分休暇の取得者数は10人で、部分休業の取得者数は33人である。 また、6年度の子育て休業の取得者数は28人で、内訳として男性職員19人で取得率は76%、女性職員9人で取得率は100%である。
問	条例改正による業務への影響と対応は。
答	改正により子育て部分休暇等の取得者が急激に増えることは想定していないが、今後においても、業務に支障が出ないよう職場実態に応じた職員配置を行うことで、職員が安心して仕事と生活の両立支援制度を利用できる環境整備に努めていく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第67号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億6899万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ885億8217万2000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：密集市街地整備事業

住宅市街地整備事業助成金

△4835万円

債務負担行為：拠点開発型市街地住宅等整備事業（2） 4億8351万6000円】

問	密集市街地整備事業における予算減額補正の内容は。
答	古川橋駅北側タワーマンションの南側で計画されている共同住宅に対して、工事監理費及び共同施設整備費の助成金を当初予算で計上していたが、設計段階において、関係者との協議に時間を要したことから工事の着工が当初の7月から12月の予定となり、7年度分の出来高が見込めないため減額補正するものである。
問	債務負担行為の変更の内容は。
答	8年度から9年度までの期間で債務負担行為を設定していたが、スケジュールの遅れにより7年度から10年度までの期間に変更するものである。
問	中高層建築物等の建築の計画の届出が提出されているが、建物の概要は。
答	階数地上17階、高さ58.84m、延べ面積1万2908.07㎡、用途はテナント・オフィス付共同住宅の鉄筋コンクリート造の建物となっている。
問	施工業者が未定の理由は。
答	12月着工予定で、施工業者との契約が未締結のためと申請代理人から聞いている。
問	古川橋駅北側整備への影響は。
答	スケジュールへの影響が考えられるが、今後、事業者及び組合との協議において、できる限り影響がないよう調整していく。

【歳出：庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務

テレビ受信料 48万2000円

手数料 7000円】

問	NHKとの放送受信契約が未契約であった財産活用課所管分のテレビ2台、公用車のカーナビ7台について、テレビの設置場所及び公用車の契約形態は。
答	テレビは、市役所別館3階の相談室及び2階の執務室の打合せスペースにおいて、会議用モニターとして設置していた。 公用車は、リース契約のうち6台、市保有のうち1台にテレビ受信機能のついたカーナビを設置していた。 いずれもテレビ機能を使用しておらず、放送受信契約の対象との認識がなかったため、未契約となっていたものである。
問	カーナビが放送受信契約の対象である法的根拠は。
答	放送法第64条に規定されている「協会の放送を受信することのできる受信設備」であるこ

とから放送受信契約の対象となる。 なお、事業所においては、受信機を有する機器ごとに受信契約が必要となる。	
問	リース契約の公用車 6 台について、NHK 受信料の支払い義務者は。
答	法律等に明確な規定はないが、NHK 大阪放送局との協議において確認したところ、リース契約の仕様書上で支払い義務者が明確に記されていない場合は、使用者である事業所側に支払い義務があるとの回答があった。 なお、全国の自治体においても同様の対応を行っていると聞く。
問	NHK との協議のスケジュールは。
答	議決後、速やかに放送受信契約を締結し、未払い受信料の支払い手続を進めていく。
問	受信機器の処分の要否は。
答	テレビは廃棄とし、カーナビは、リース期間満了までの受信料と交換費用を比較して安価なほうを選択していく。
問	今後の再発防止策は。
答	機器の購入及び公用車のリースの際は業務上必要な場合を除き、テレビ放送を受信できない機器を選定するよう仕様書内に明記する。加えて、テレビ受信機能を有する機器を購入及び譲渡を受ける場合は放送受信契約が必要であることを毎年度全庁周知し、法令遵守及び適正な事務処理を徹底していく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、承認第 8 号中、所管事項並びに議案第 62 号及び第 64 号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

令和7年9月22日

門真市議会議長

松本 京子 様

民生水道常任委員会

委員長 滝井 稔元

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 承認第8号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度門真市一般会計補正予算（第6号）について）中、所管事項 |
| 2 | 議案第60号 | 民事調停の申立てについて |
| 3 | 議案第67号 | 令和7年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項 |
| 4 | 議案第68号 | 令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 5 | 議案第69号 | 令和7年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 6 | 議案第70号 | 令和7年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 7 | 議案第71号 | 令和7年度門真市水道事業会計補正予算（第2号） |

審査日：令和7年9月10日（水）

○議案第60号 民事調停の申立てについて

（議案の内容）

門真市立総合体育館床の損傷に伴う損害賠償を請求するため、次のとおり調停を申し立てるにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

（主な質疑と答弁）

問	門真市立総合体育館のメインアリーナ床の損傷に対する損害賠償請求として改修工事に係る費用等の支払いを求めるとのことだが、裁判ではなく調停を選んだ理由は。
答	裁判のように強制的に問題を解決するのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続であり、当事者双方が話し合うことが基本で実情に合った解決ができること、ポイントを絞った話し合いをするため、解決までの時間が比較的短くなる点等を考慮したためである。
問	民事調停の期間は。
答	早期解決を目指したいが、顧問弁護士からは、訴訟よりも手続が簡易で解決までの時間も比較的短いものの、6か月以上はかかると聞く。
問	民事調停における申立て金額の内訳は。
答	総合体育館の床面改修工事実施設計費用473万円、床改修工事費用8825万4100円、工事期間中の指定管理者への補償金額238万6145円の合計金額9537万245円である。
問	総合体育館の利用者の安全確保のため、既に改修工事を行っているが、工事終了後の不具合等の状況は。
答	7年1月から4月までの4か月間、改修工事を行い、フローリングの張り替え、壁掛け式のバスケットゴールの設置及びバドミントンコートの位置の変更を行った。 改修工事終了後、不具合は発生していない。
問	利用者から改修後の利用に対しての意見は。
答	以前はメインアリーナでのバスケット競技を行うには、移動式のゴールを設置する必要があったが、壁掛け式に変更したことにより設置、撤収時間が短縮され、使いやすくなったとの声があり、利便性が向上したものと考えている。 また、他の競技に支障が出ているとの意見はない。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第67号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億6899万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ885億8217万2000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：教育費寄附金 1037万4000円

歳出：（仮称）市立生涯学習複合施設建設事業 手数料 194万円】

問	門真市立文化創造図書館KADOMADOにて実施するクラウドファンディングの概要は。
答	歳入確保と機運醸成の観点から実施するものであり、子ども向けの玩具と遊具の購入費用への充当を予定する。
問	クラウドファンディングの実施に至った経緯は。
答	KADOMADOの建設工事に係る国庫補助金等の歳入確保を積極的に進める中で、事業に係る歳入確保と併せ、利用者の多いクラウドファンディングのサイトに掲載することで全国の幅広い層の人々に広く情報を発信することができ、開館前に施設のPRを効果的にできると考え、実施に至った。
問	費用を調達する玩具、遊具の選定基準は。
答	施設のコンセプトである「学び」とアートに触れることができるものとし、類似施設の運営の知見がある指定管理予定者と共に検討をしてきた。
問	調達玩具の内容は。
答	KADOMADO4階の子どもフロアでは、主に乳幼児向けで年齢・発育段階に合わせた積み木やパズルなどの知育玩具を選定しており、数学センスを育む図形遊びのマグネットブロックや創造性を育むことができるアートの要素を加えた積み木等の知育玩具をそろえる予定としている。
問	調達遊具の内容は。
答	テラスなどで使用できる移動可能なモバイル遊具を創造力を育む視点で選定しており、大きなブロックを自由に組み合わせて遊ぶことで構造や造形的な創造力を育み、子ども同士が遊ぶことにより、協調性も身に付けることができる遊具を予定している。
問	歳入確保についてクラウドファンディング以外の手法を検討したのか。
答	建設費用に都市構造再編集中支援事業費補助金を、パソコンなどのデジタル機器購入に新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用しており、さらなる財源確保策として、補助金の対象とならない子どもフロアの玩具と遊具について、ふるさと納税も含め様々な手法について検討を行ってきた。
問	目標額に未達成の場合の損失は。
答	目標額に未達成の場合でも支援金の受け取りができるオールイン方式を予定しており、集まった金額に対して手数料率がかかるため損失はない。

（その他の質疑項目）・中町ビルでの番号呼出しの運用方法について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第68号 令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）中、所管事項
（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8711万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億4840万3000円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳入：子ども・子育て支援事業費補助金 1040万6000円

歳出：子ども・子育て支援金制度システム改修業務委託料 1040万6000円】

問	子ども・子育て支援金制度の概要は。
答	児童手当の抜本的拡充等、少子化対策の特定財源とするため、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える新しい分かち合いの仕組みとして、医療保険料と併せて拠出する制度で、8年度に創設されることとなっており、それに伴い本市においても条例改正を予定する。
問	子ども・子育て支援金の賦課対象者は。
答	18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもを除いた被保険者で、当該子どもにおける均等割額は10割軽減され、賦課されない仕組みとなっている。
問	子ども・子育て支援金の賦課額は。
答	国において、国民健康保険加入者一人当たりの平均月額として、8年度250円、9年度300円、10年度400円と試算されている。 なお、実際の賦課額は、所得や世帯構成、軽減割合に応じて増減する。
問	子ども・子育て支援金が医療保険料に上乗せされた理由は。
答	医療保険制度は、他の社会保険制度と比較して賦課対象者が広いこと、既に後期高齢者支援金や出産育児支援金等、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれていること、急激な少子化・人口減少に歯止めをかけることが医療保険制度の持続可能性を高めることなどから、医療保険料と併せて拠出してもらうこととなっている。
問	被保険者への影響は。
答	新たに子ども・子育て支援金が賦課されることにより、保険料の納付が困難な被保険者の増加が考えられるが、対象者には適切な減免制度の案内や丁寧な納付相談を行っていく。

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第69号「令和7年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」中、所管事項は、後期高齢者医療制度における子ども・子育て支援金の金額等について、質疑、答弁があり、採決に当たっては、反対の討論があったが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、承認第8号中、所管事項並びに議案第70号及び第71号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

令和7年9月22日

門真市議会議長

松本 京子 様

文教こども常任委員会

委員長 深井 弘晃

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第58号 動産の取得について
- 2 議案第59号 動産の取得について
- 3 議案第61号 門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 4 議案第65号 門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について
- 5 議案第66号 門真市立学校設置条例の一部改正について
- 6 議案第67号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

審査日：令和7年9月11日（木）

○議案第59号 動産の取得について

（議案の内容）

- 1 取得する動産 門真市立水桜学園児童・生徒用机及び椅子
- 2 取得価額 1539万7778円
- 3 取得の相手方 大阪市都島区中野町一丁目7番20号
石元商事株式会社
代表取締役社長 石元 正之

（主な質疑と答弁）

問	今回の落札率は28.48%と低い結果となったが、予定価格の設定方法は。
答	複数者より見積りを徴取した上で予算化を図り、予算で定める金額の範囲内で予定価格を設定した。
問	低落札率により納品物品の品質が懸念されるが、問題点は。
答	仕様書において一定の仕様を設定し、併せて参考品番も提示した上で入札を行った。 今回落札した業者と仮契約を締結した物品は、仕様書に参考品番として提示した物品と同一の物であること、また、納品の際には検査も行うことから、品質に関する懸念はないものと考えている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第67号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億6899万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ885億8217万2000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：学校施設営繕事業

施設等修繕料 657万5000円】

問	中学校施設の修繕料を増額するに至った要因は。
答	学校施設の修繕は、限られた予算の中で施設や設備の老朽化状況等も踏まえながら、その危険性や緊急性等を考慮して実施している。 7年度は、年度前半に防球ネットやプール水槽の修繕等、比較的高額な案件が多数発生し、年度後半の修繕料の不足が予想されるためである。
問	学校施設の老朽化は今後も進んでいくが、8年度以降の修繕料の見込みは。
答	緊急性の高いものから順に修繕を行っているが、施設及び設備の老朽化の進展に伴い今後

も必要な修繕は増加すると考えている。

そのため、事前に想定される一定規模の修繕については、計画立てて実施するなど、可能な限り予算の平準化を図るよう努めていく。

【債務負担行為：（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校維持管理業務委託 5612万5000円】

問	水桜学園に導入を予定する総合管理業務委託の概要は。
答	建物を維持管理していく上で必要となる建物検査をはじめ、設備の保守点検や各種法定点検、清掃業務等を一括して事業者に出すことで効率的な管理を図ることを目的とするものである。
問	同学園に同委託を導入する目的は。
答	同学園は学校規模から建築物における衛生的環境の確保に関する法律が適用される特定建築物となり、建築物環境衛生管理技術者を選任する必要があるほか、同法に定められた環境衛生管理基準に基づく様々な検査や点検が必須となる。 そのため、当該法定業務を含めた建物の維持管理業務を一括して事業者に出すことで同学園の効率的な管理を図るためである。
問	市内小・中学校の導入状況は。
答	現在、導入している学校はない。
問	10年度までの総合管理となっているが、それ以降の包括管理も含めた予定は。
答	老朽化が進む学校施設の将来的な維持管理を見据えたときに、一定数の施設をまとめて管理する包括管理の手法を導入することも一つの効果的な方法と考えているため、その導入に向けた調査等を進める。また、11年度以降の施設管理の在り方も併せて検討していく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第58号、第61号、第65号及び第66号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。